

社、国防の各長官に命じている。

健康増進；米国民、特に青少年の体力が諸外国より劣っていることを指摘し、運動、積極的なレクリエーションおよびスポーツをする機会をふやすべく、副大統領のもとに“健康増進とスポーツに関する大統領の委員会”を、現在つくっているところである。

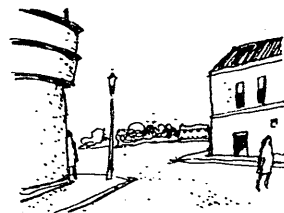
その他、女子学校教育に家庭内保健衛生を取り入れること、各コミュニティーにヘルス

センターを、すべての年齢に応じた健康増進の施設を設立すること、薬の乱用防止など、より健康な米国をつくるための12点についてのボランティアの努力に結集するよう、各界に呼びかけている。

The White House, President's 1968 Health Message, *House Document* No.270. March 4, 1968.

(相磯富士雄 国立公衆衛生院)

フランスにおける失業者保護の新立法



周知のとおり、フランスの社会保障制度には失業保険部門がなく、失業には国庫支出金を財源とする「失業扶助」と、商工業被用者の間に部分的に設けられた労使の全国協約による「失業給付」があるにすぎなかった。

ところで、1967年6月22日の国民議会では、^激論のすえ、第五共和国憲法第38条に基づく

大統領の特別立法権限が承認されたが、この特別立法権限に基づき、ドゴール大統領は雇用を促進し、失業者の保護を改善するための一連のオルドナンスを公布した（同じ特別立法権限に基づく社会保障の改革は、8月21日に公布された4つのオルドナンスで行なわれ、すでに本誌で紹介済みである）。この一連のオルドナン

スでは、全国雇用庁の新設、全国雇用基金の機能の拡大、および失業労働者の所得保障を目的とする「失業扶助」制度の改善と「失業保険」制度の創設が定められた。これらの改革のうち、以下に、失業労働者の所得保障面の改革を示す。

失業保険制度の創設

1968年1月1日から、フランス本土内の商工業主は、すべてその被用者のために失業の事故を保険しなければならなくなった。すなわち、これらの事業主は62年12月末日までに、あるいはそれ以後に事業主となった者は、1人目の被用者を雇用した日から起算して2カ月以内に、すべて全国的組織の「商工業雇用組合」（Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce. ASSEDIC）に加入しなければならなくなった。

この「商工業雇用組合」は、産業別、職業別に現在52あるが、もともと1958年12月31日に締結された「フランス全国経営者協会」（C.N.P.F.）と労働組合との間の協定に基づいて設けられたもので、この協定の適用をう

ける被用者のための失業保険給付を行なったものである。今回の立法により、この商工業雇用組合制度が商工業部門のすべての事業主とその被用者に、強制的に拡張適用されることになったのである。

この新しい失業保険制度の適用対象は、1人以上の被用者を雇用する商工業部門の全事業主とその被用者であり、農業および類似の事業は除外されている。なお、国およびその他の公共当局の職員でない公務員、ならびに地方公共団体およびその他の地方当局の職員でない雇用人については、解雇された場合、この新しい失業保険制度の定めに従って算定された手当が支給されることになった。

この失業保険制度の財源は、事業主および被用者の拠出金でまかなわれるが、事業主は、労働契約に基づいて被用者に支払う報酬総額の5%に相当する額を、一括納入の方法で払い込まなければならないとされている。保険料率は、個々の被用者の所得の0.25%であり、これを事業主が0.20%、被用者が0.05%ずつ分担する。

この制度による手当の額は、賃金の35%に

相当する額とされているが、一般的な失業保険制度の給付としては水準が低い。現に、この制度の前身であった1958年12月31日の協定による制度では、同協定に基づき67年9月4日より91日間は賃金の40.25%であった。なお、この制度による手当の支払いは1968年1月1日より開始されるが被用者の受給権は、その事業主のこの制度における義務の履行とは無関係とされている。すなわち、事業主の保険料が滞納されていても、被用者は手当を請求することができるわけである。

かくして、長い間失業保険部門を欠いたフランスの社会保険は、疾病・出産、廃疾・老齢・遺族、労働災害・職業病、および失業などの、いちおうすべての社会的事故を包括するものとなったわけである。

失業扶助制度の改善

失業扶助は、フランス領内の居住地のいかんにかかわらず、すべての失業者に支給されるが、受給資格に関しては次のような要件が必要とされる。すなわち、1) 自己の過失によって仕事を失ったものでなく、求職の申請

を行なっていること、2) 失業前に150日以上働いていること（家内労働者、パート・タイマーの場合は、1,000時間以上）、3) 65歳未満であること、である。

従来、このような要件を備えていても、

1) 身体的理由による労働への不適合、2) 集団的労働紛争による失業、3) 季節的失業、4) 重大な不品行を理由とする解雇、5) 合法的理由によらない故意の失職、6) 退職、などの場合には資格を欠くものとされた。しかし、今回の改革で3日以上ロック・アウトの場合、大臣は失業扶助を支給することができるものとされ、例外的な季節的失業には扶助を受けることができるものとされた。さらに重大な不品行を理由として解雇された者、合法的理由によらず故意に失職した者は、最高6週間をこえたのちには失業扶助の受給資格が与えられ、65歳未満の退職者も、6カ月以上有償労働についていた場合受給資格を与えられることとなった。

失業扶助制度の財源は、もちろん公共資金でまかなわれる。

失業扶助は、通常の扶助のほかに、配偶者

その他の被扶養者のための付加分からなり、その額ははじめの3カ月間は日額 6.30 フラン（パリ地区）と付加分が1人につき2.50フラン（パリ地区）とされた。4カ月目以降については、それぞれ5.80フランと2.50フラン（パリ地区）とされている。

この扶助は、雇用の部分的喪失の場合、すなわち企業の一時的閉鎖や、通常の労働時間の短縮による賃金の部分的喪失の場合にも支給されることになった。ただし、その一時的閉鎖または時間短縮が事故によるか、または企業が動力もしくは原料の供給、あるいは経済情勢に関する困難な事態におかれたことによるものである場合に限られる。この扶助額は時間当たりで計算され、1.1025フランとされた。配偶者またはその他の被扶養者への付加分は1人当たり0.4375フランとされた。

失業扶助は、すべて、雇用の提供を受けることを拒否したり、職業訓練または再訓練の講習を受けることを拒否したり、あるいは権限ある機関に要求される報告を行わない場合には、扶助の支給が停止される。

1. FNOSS, *Revue de la sécurité sociale*.

No.193, novembre 1967.

2. FNOSS, *Bulletin du service social des*

organismes de sécurité sociale. No.151,

août 1967.

(上村政彦 健保連)

西ドイツ社会保障の最近の動き

1967年財政改正法の疾病保険 および年金保険への影響



昨年12月21日に制定され、本年1月1日から施行された1967年財政改正法は、疾病保険および年金保険へかなり大きな影響を与えた。すなわち、この財政改正法の制定、施行に伴い、出産給付の根本的改善、家族給付の拡充、薬剤処方箋取扱い手数料の引上げ、年金受給者疾病保険の新規定の設定および年金保険の適用範囲の拡大、保険料の引上げの各種改正が行なわれた。この改正の概要は次のとおりである。

出産給付の根本的改善

(1) 女子被保険者に対する出産給付

1967年財政改正法の制定にともなうライヒ保険法の規定の改正によって、疾病保険のすべての女子被保険者が出産給付を受けることができることになった。すなわち、出産給付は、被保険者期間に関係なく支給されることになった。ただし、出産手当だけは以前と同じように一定の被保険者期間が必要である。出産給付としては次のものがある。

- 1) 分娩時および分娩前後に必要な医療
- 2) 予防検診
- 3) 助産